平成２６年（フ）第４７号
広島県三次市下志和地町455番地
債務者　三次志和地窯こと　佐藤　俊郎
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２６年（フ）第４８号
広島県三次市下志和地町455番地
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２６年（フ）第２１６号
北海道河東郡音更町すずらん台北町２丁目１番地２
債務者　池田　正広
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第２３号
北海道帯広市西６条南29丁目17番地１　アベニール629―102号室
債務者　川端　　茜（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第３号
山梨県甲府市伊勢２丁目14番12号、前住所山梨県都留市田野倉1594番地６
債務者　稲崎　　旭
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第２８号
山梨県山梨市上之割376番地１　Ｃ―508
債務者　藤本奈緒美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第３１号
山梨県甲府市千塚１丁目４番13号　内藤住宅３号
債務者　勝村　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第３２号
山梨県甲府市千塚１丁目４番13号　内藤住宅３号
債務者　勝村　　洋
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第２８号
静岡県富士市富士岡367番地　ルネッセ花守104号
債務者　有川　定慶
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第４２号
名古屋市中川区高畑２丁目103号　豊常ビル407号、従前の住所鹿児島県霧島市横川町上ノ3414番地105
債務者　堀田　博之
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１２７号
名古屋市北区会所町73番地の１　楠清里苑
債務者　奈良　米子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第３７号
愛知県一宮市三条字古川1797番地４　メリーハイム丹羽101号
債務者　奥山加芽子こと　奥山かめ子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２７年（フ）第９号
三重県松阪市飯高町下滝野939番地１
債務者　野呂こずえ
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
津地方裁判所松阪支部
平成２７年（フ）第２６号
山口県下関市長府才川２丁目28番15―204号県営住宅、前住所山口県下関市清末鞍馬１丁目３番18号
債務者　窪山麻奈美（旧姓庄下）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２７年（フ）第１２号
香川県高松市屋島西町2474番地９　幸ハイツ103
債務者　和田　**幸**子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１４号
香川県高松市国分寺町国分73番地３　市営住宅東山団地２号棟西１号
債務者　高丸　民子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係